

書面常任理事会

次第

議 事

議案第 1 号 理事会兼定例総会の運営について

第 2 号 役員を選任について

ダム・発電関係市町村全国協議会

役員名簿

顧問	山本拓	(衆議院議員)
”	細田博之	(衆議院議員)
”	中谷元	(衆議院議員)
会長	辻一幸	(山梨県早川町長)
副会長	浜田正利	(北海道新得町長)
”	山田憲昭	(石川県白山市長)
”	中山正隆	(和歌山県有田川町長)
”	上田泰弘	(熊本県美里町長)
常任理事	小山修作	(宮城県川崎町長)
”	豊田稔	(茨城県北茨城市長)
”	藤澤泰彦	(長野県生坂村長)
”	貴舟豊	(長野県大桑村長)
”	伊藤実	(愛知県豊根村長)
”	栗山忠昭	(奈良県川上村長)
”	吉田英人	(鳥取県八頭町長)
”	河野忠康	(愛媛県久万高原町長)
”	三浦正	(福岡県篠栗町長)
”	田島健一	(佐賀県白石町長)
監事	佐々木文明	(秋田県藤里町長)
”	山名宗悟	(兵庫県神河町長)
”	比田勝尚喜	(長崎県対馬市長)

理事会兼定例総会の運営について

1.日 時 令和3年11月15日(月)14時～15時(予定)

2.会 場 全国町村会館 2階 ホール

3.出席者 本協議会理事及び支部事務局に限定

4.次 第

(1)開会

(2)会長挨拶

(3)来賓挨拶

(4)政策説明(予定)

※テーマについては、事務局が辻会長と相談し調整

(5)議事

① 役員の選任について

② 「ダム・発電関係市町村振興対策の充実・強化に関する要望」(案)
について

(6)その他

要請活動等について

5.要請活動

(1)会議終了後、関係国会議員及び関係省庁に対し要請を行う。

(2)出席理事をはじめ会員市町村長は、適宜地元選出国会議員等に対し要請を行う。

役員の選任について

本協議会の役員は、本年 11 月で 2 年間の任期を迎えるが、2050 年カーボンニュートラルをはじめ、脱炭素社会の実現に向けた取組が推進される中、クリーンなエネルギーで安全な電力である水力発電は今後益々重要になってくる。

また、全国的に豪雨や土砂災害、地震、台風等の災害が多発していることから、ダム発電周辺市町村を取り巻く状況を注視し、引き続き水源地域の振興を推進していかなければならない。

これを踏まえ、11 月 15 日に開催する理事会兼定例総会においては、原則として現役員を再任することとしてはどうか。

なお、欠員となる役員については補充を行う必要があるが、支部のない県では規約に基づくブロック別の選出が事実上困難であること等から、別紙の方法により、選任することとしてはどうか。

役員の補充選任の方法について

〔 令和3年10月1日
常任理事会 〕

副会長等の役員の補充選任にあたっては、以下の方法に即して次期役員の候補者を選出した後、事務局が、当該候補者の了承を得て、最終的に11月15日に開催する理事会における役員候補者の名簿に登載し、「次期役員の選任」の一環として補充選任を行うこととする。

1. 副会長

各地区の中で、常任理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、当該地区の常任理事が欠員の場合、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

なお、常任理事歴が同一の市町村長が複数いる場合、旧発電関係市町村全国協議会及び旧ダム所在市町村全国協議会を含め、本協議会への加入期間の一番長い市町村長を候補として選出する（常任理事、監事等も同様）。

2. 常任理事

各地区の中で、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

3. 監事

各地区の中で、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、理事歴の一番長い市町村長が常任理事の候補として選出された場合は、二番目に長い市町村長を候補として選出する。

4. 理事

支部のない都道府県で欠員がある場合、旧発電関係市町村全国協議会及び旧ダム所在市町村全国協議会を含め、本協議会への加入期間の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、同一の加入年月日の市町村が複数の場合、会長が指名する。

ダム・発電関係市町村全国協議会規約（抜粋）

（役員）

第6条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	4名
監事	3名
常任理事	若干名
理事	若干名

（選任）

第7条 理事は、都道府県を代表する者として、都道府県支部等より推薦を受けた市町村長をもってこれに充てる。

2. 都道府県別の理事の定数は次のとおりとする。

20市町村以上の会員を有する都道府県 2名以内

20市町村未満の会員を有する都道府県 1名

3. 会長、副会長、常任理事及び監事は、第1項により選任された理事の中から、別記の地区別定数により理事会において選任する。

（任期）

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

なお、任期満了後であっても、後任者が決定するまでその職務を行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、役員の一部に欠員を生じたとき補充選任される役員の任期は前任者の残任期間とする。

（職務）

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3. 理事は会員を代議する。

4. 常任理事は会務の執行にあたる。

5. 監事は会計を監査し、常任理事会および理事会に出席して意見を述べるができる。

附 則

1. 略

2. 略

3. 平成19年11月26日現在において、発電関係市町村全国協議会及びダム所在市町村全国協議会の役員の任にある者は、第6条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、当分の間、本会の役員とする。

会長・副会長・常任理事・監事の地区別定数

地区	所属都道府県	会長	副会長	常任理事	監事
北海道	北海道	}	}	1名	}
東北	青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島			2名以内	
関東	茨城・栃木・群馬 埼玉・千葉・東京 神奈川・山梨		}	1名	
北信	新潟・富山・石川 福井・長野			2名以内	
東海	岐阜・静岡・愛知 三重		}	1名	}
近畿	滋賀・京都・兵庫 奈良・和歌山			1名	
中国	鳥取・島根・岡山 広島・山口			1名	
四国	徳島・香川・愛媛 高知		}	1名	}
九州	福岡・佐賀・長崎 熊本・大分・宮崎 鹿児島・沖縄			2名以内	
合計		1名	4名	12名以内	3名